

# 薬局機能情報における定期報告について

令和4年薬局機能情報における定期報告は、従来の書面による報告のほか、「とっとり電子申請サービス」による報告が可能となりました。電子申請をご利用いただくと、**保健所への来所・郵送等の手間がなくスムーズに定期報告ができます。**

## 電子申請での報告はこちら

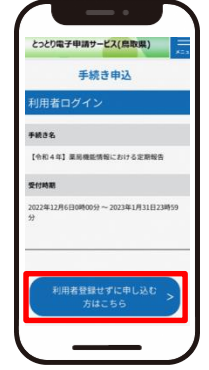
- とっとり医療情報ネットへアクセスし、ID、パスワードを入力してログイン
- ログイン後に、ご自身の薬局の掲載内容が最新のものがご確認ください
- とっとり電子申請サービスへアクセス
- ログインまたは利用者登録せずに申込へ



**必ず掲載内容を最新の状態で修正してください**



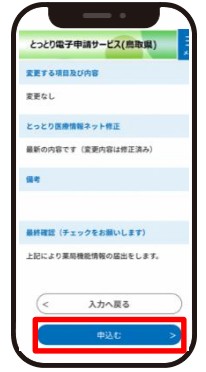
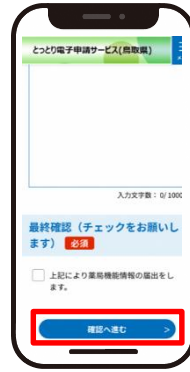
とっとり電子申請サービスのトップページから「薬局機能情報」と検索してアクセスすることもできます！



- 内容を確認して【同意する】
- アドレスを入力して【完了する】
- 内容を入力して【確認へ進む】
- 内容を確認して【申込む】



入力したメールアドレス宛にメールが届きます。受信したメールの本文内にあるURLにアクセスしてください。



※上記により「とっとり電子申請サービス」から報告した場合は、書面の提出は不要です

引き続き書面での報告も可能です

- 上記と同様に「とっとり医療情報ネット」の掲載内容を最新の状態で修正してください
- 薬局機能情報届（様式第1号）に必要事項を記入する
- 下記の薬局所在地を所管する保健所へ提出する

様式第1号 薬局機能情報届	
薬局の名称	
薬局の所在地	
薬局開設許可番号及び年月日	
届出の種類	1 定期報告 2 届内報告（基本情報等）その他
届出の項目	内容
届出する項目及び内容 （薬局機能情報の内容を示す詳細と併せて届出する場合はその旨を記載）	
とっとり医療情報ネット届出	<input type="checkbox"/> 届出済み <input type="checkbox"/> 未届出
届出日	

【問合せ先】 平日8:30~17:15

問合せ先	電話
鳥取県医療・保険課 薬事担当 ※提出先ではありません	0857-26-8666

**報告期限：令和5年1月31日**



操作の確認は、右上【メニュー】からこちらをご参照ください

【提出先・問合せ先】 平日8:30~17:15

窓口・問合せ先	所在地	電話
鳥取市健康こども部 鳥取市保健所 保健医療課	〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4	0857-30-8531
鳥取県中部総合事務所 倉吉保健所 医薬・感染症対策課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3144
鳥取県西部総合事務所 米子保健所 医薬・感染症対策課	〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45	0859-31-9316